

○国土交通告示第二百八十一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第二百八十号）の施行に伴い、評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 出 後	改 出 前
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 火災時の安全に関すること</p> <p>2-1～2-4 (略)</p> <p>2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部))</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 等級2</p> <p>評価対象建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、特定防火設備、建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備又は令第137条の10第1号ロ(4)に規定する二十分間防火設備のいずれかが設けられていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外))</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>イ 等級4</p> <p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次のa又はbのいずれかに該当するものであること。</p> <p>a 平成12年建設省告示第1399号第1第4号から第6号までのいずれかに掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第1第3号ハからホまで若しくは第4号ハ若しくはニのいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の4第1項第1号ロ ((1)を除く。)に掲げる基準</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 火災時の安全に関すること</p> <p>2-1～2-4 (略)</p> <p>2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部))</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 等級2</p> <p>評価対象建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、特定防火設備、建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備又は令第137条の10第4号に規定する二十分間防火設備のいずれかが設けられていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外))</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>イ 等級4</p> <p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次のa又はbのいずれかに該当するものであること。</p> <p>a 平成12年建設省告示第1399号第1第4号から第6号までのいずれかに掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第1第3号ハからホまで若しくは第4号ハ若しくはニのいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の3第1項第1号ロ ((1)を除く。)に掲げる基準</p>

(延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものを除く。) に適合するもの

b (略)

② (略)

ロ (略)

ハ 等級 2

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。

a (略)

b 令第108条第2号に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法、令第107条第2号に掲げる基準(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものに限る。)に適合する外壁として認定を受けた構造方法、令第107条の2第1項第2号に掲げる基準(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものに限る。)に適合する外壁として認定を受けた構造方法又は令第109条の10第2号に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法を用いたもの

c (略)

② (略)

(4) (略)

2-7 耐火等級(界壁及び界床)

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

イ 等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象住戸の界壁が、次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。

a 平成12年建設省告示第1399号第1第1号から第3号まで

(延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものを除く。) に適合するもの

b (略)

② (略)

ロ (略)

ハ 等級 2

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。

a (略)

b 令第108条第2号に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法、令第107条第2号に掲げる基準(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものに限る。)に適合する外壁として認定を受けた構造方法、令第107条の2第1項第2号に掲げる基準(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものに限る。)に適合する外壁として認定を受けた構造方法又は令第109条の9第2号に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法を用いたもの

c (略)

② (略)

(4) (略)

2-7 耐火等級(界壁及び界床)

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

イ 等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象住戸の界壁が、次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。

a 平成12年建設省告示第1399号第1第1号から第3号まで

のいずれかに掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第1第1号ハからホまで若しくは第2号ハ若しくはこのいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の4第1項第1号イ（(1)及び(3)を除く。）に掲げる基準に適合するもの

b (略)

② 評価対象住戸の界床が、次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。

a 平成12年建設省告示第1399号第3各号に掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第3第3号若しくは第4号のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の4第1項第1号イ（(1)及び(3)を除く。）に掲げる基準に適合するもの

b (略)

ロ・ハ (略)

(4) (略)

のいずれかに掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第1第1号ハからホまで若しくは第2号ハ若しくはこのいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の3第1項第1号イ（(1)及び(3)を除く。）に掲げる基準に適合するもの

b (略)

② 評価対象住戸の界床が、次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。

a 平成12年建設省告示第1399号第3各号に掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第3第3号若しくは第4号のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の3第1項第1号イ（(1)及び(3)を除く。）に掲げる基準に適合するもの

b (略)

ロ・ハ (略)

(4) (略)

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。